

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等)
 - ・異業種交流会・セミナーを開催する。
年に2回、異なる業種の中小企業が集まる交流会・セミナーを開催し、新たなビジネスチャンス創出を促進する。
テーマは、脱炭素化、デジタル化、健康経営など、時代のニーズに合わせた内容とする。
- b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等)
 - ・中小企業共通 EDI を導入し、取引先とのデータ連携を効率化するとともに、取引先への導入を促すなどし、共存共栄の構築を目指す。
- c. 専門人材マッチング
 - ・専門家ネットワークに参加し、最新の情報や技術を獲得する。
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等)
 - ・環境に配慮した製品やサービスを積極的に調達する。
 - ・サプライヤーに対して、環境配慮製品の開発を要請する。
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等)
 - ・年に1回の健康診断受診、メンタルヘルス対策としてのストレスチェックの実施を通じて、健康経営に取り組む。
 - ・健康経営に関するセミナーや研修を受講する。得たノウハウを取引先と共有するなどし、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組む。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 價格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50」となるよう分かち合います。
- 取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ(相場)等に基づき合理的に依頼・交渉します。
- 約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2024年3月15日
(2024年7月11日更新)
(2024年12月26日更新)

UL design works 代表 岸田 義正